

欠課等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、千葉県立野田看護専門学校学生の欠課等に関する必要な事項を定めるものとする。

(欠課及び遅刻等)

第2条 欠課、遅刻及び早退の確認は各教科担当教員及び講師が行う。

2 欠課、遅刻及び早退は次のとおりとする。

- (1) 遅刻は授業開始時刻後20分以内とする。
- (2) 早退は授業終了時刻前20分以内とする。
- (3) 遅刻及び早退以外の場合を欠課とする。
- (4) 当該科目における遅刻及び早退の合計数3をもって1の欠課とみなす。

(欠課等の届)

第3条 欠課、遅刻及び早退をする場合は、事前に欠課・遅刻・早退届を提出しなければならない。

ただし、傷病等により事前に提出しがたい場合は、事後速やかに提出するものとする。

(忌引届)

第4条 忌引の場合は、忌引届を提出しなければならない。

2 忌引の日数は、別表に定める期間内において必要と認める期間とする。なお、葬儀のため遠隔地に旅行する必要がある場合は、別表に定める期間に往復日数を加算することができる。

3 忌引は、欠課として扱わないものとする。

(公認欠課)

第5条 次の各号に該当する場合は事前に公認欠課届を提出し、承認を得なければならない。

- (1) 就職試験
- (2) 進学試験
- (3) 災 害
- (4) 特に校長が認めた場合

2 公認欠課は、欠課として扱わないものとする。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別 表

死亡した者と学生の関係		期 間
配 偶 者		10 日
血 族	父 母	7 日
	子	7 日
	祖 父 母	3 日
	兄 弟 姉 妹	3 日
	伯 叔 父 母	1 日
姻 族	父 母	3 日 (*7日)
	祖 父 母	1 日
	兄 弟 姉 妹	1 日
	伯 叔 父 母	1 日
* 学生本人又はその配偶者が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合 学生と生計を一にしている場合		